

厚生労働省公共調達委員会設置要綱

(目的)

第1条 厚生労働省における調達について、調達実施前に案件の審査を行うことにより、一括購入による削減の可否、契約方法及び調達数量等の妥当性、適正性を確保するため、厚生労働省に公共調達委員会を設置する。

(組織)

第2条 公共調達委員会として、それぞれ下の表の左欄に掲げる委員会（以下「委員会」という。）を置き、これらの委員会の所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

一般会計公共調達委員会	厚生労働省が一般会計等において調達を行う案件の審査
労働保険特別会計徴収勘定 ・労災勘定公共調達委員会	厚生労働省が労働保険特別会計徴収勘定及び労災勘定において調達を行う案件の審査
労働保険特別会計雇用勘定 公共調達委員会	厚生労働省が労働保険特別会計雇用勘定において調達を行う案件の審査
年金特別会計公共調達委員会	厚生労働省が年金特別会計において調達を行う案件の審査

- 2 各委員会は、各委員会において定める厚生労働本省職員及び外部の者で構成する。
- 3 各委員会に委員長を置く。委員長については、各委員会において定める。
- 4 各委員会は、原則として毎月2回程度開催する。

(審査案件及び審査内容)

- 第3条 委員会において審査する案件は、次のとおりとする。
- 一 概算所要見込額1,000万円以上の競争入札
 - 二 概算所要見込額500万円以上の随意契約（不落及び不調による随意契約を除く。）
 - 三 その他事前審査を必要と判断したもの
- 2 委員会において審査する内容は、前項の案件について、次のとおりとする。
- 一 一括購入によるコスト削減の可否

- 二 調達数量等の妥当性
- 三 競争性の阻害要因の有無
- 四 より競争性の高い契約形態への移行の可否
- 五 競争性を向上させるための措置の有無

(審査時期)

- 第4条 入札、契約案件の審査は、次に掲げる時期に審査を行うものとする。
- 一 一般競争入札及び指名競争入札については、仕様書、実施要領等の作成後、公告前又は指名通知前
 - 二 企画競争、公募については、仕様書、実施要領等の作成後、公告前
 - 三 競争性のない随意契約については、仕様書、実施要領等の作成後、契約前

(事務局)

- 第5条 各委員会の庶務は、それぞれ下の表の右欄に掲げる課において処理する。

一般会計公共調達委員会	大臣官房会計課
労働保険特別会計徴収勘定 ・労災勘定公共調達委員会	労働基準局総務課
労働保険特別会計雇用勘定 公共調達委員会	職業安定局雇用保険課
年金特別会計公共調達委員会	年金局事業企画課

(補則)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行し、平成22年1月1日以降に調達手続をする案件から適用する。なお、その間に調達手続をする案件については審査することを妨げない。